

附則様式（附則第 2 項関係）

みなし運転期間延長認可報告書

2025 年 8 月 5 日

経済産業大臣 殿

住所 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
氏名 九 州 電 力 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 西山 勝

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号）附則第 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

旧認可を受けて運転することができ る期間を延長した 発電用原子炉を設 置する営業所	名称	九州電力株式会社
	当該発電用原 子炉の名称	川内原子力発電所 2 号炉
	所在地	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3
旧認可により延長した期間		7305日間（20年 0 日） （2025年11月28日から2045年11月27日まで）
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先		電話番号：代表 092-761-3031 電子メールアドレス

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

枠囲いの範囲は、個人情報のため公開できません。

1. 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

川内原子力発電所2号炉について、電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第一号の要件を満たしていることを以下のとおり説明する。

1.1 要件

【電気事業法】

第二十七条の二十九の二第四項第一号

申請発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

1.1.1 取組状況

(1) 使用の目的等

川内原子力発電所2号炉（以下「本原子炉」という。）の設置者である当社は、電気事業法に基づく電気事業者であり、本原子炉は、商業発電に使用する目的で基底負荷用として、昭和55年12月22日付けをもって設置の許可を得て、昭和60年11月28日以降商業発電を行っている。

本原子炉の型式は、濃縮ウラン、軽水減速、軽水冷却型（加圧水型）である。本原子炉では、濃縮度約4.8wt%以下の低濃縮ウランを使用し、その燃料装荷量は約74tであり、標準的な取替方式では、年間予定使用量は約16tを見込んでおり、取替燃料集合体平均燃焼度は約49,000MWd/tである。使用される核燃料物質はすべて国際規制物資としての規制対象となっている。また、「川内原子力発電所核物質防護規定」に基づき、特定核燃料物質の盗取等による不法な移転及び妨害破壊行為の防止を図っている。

(2) 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料の処分の方法については以下のとおり。

- a. 使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「再処理法」という。）に基づく再処理等拠出金の納付先である使用済燃料再処理・廃炉推進機構から受託した、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理している。

再処理法に基づき、使用済燃料の発生量に応じて再処理等拠出金を支払う義務が課され、再処理等拠出金を納付した場合、再処理等について、原子炉等規制法に基づく指定を受けた事業者等のみに対して委託され、着実に実施されることが法により明確化されている。また、再処理等拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律により改正される前の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律に基づく拠出金

を納付したものも含め、使用済燃料を適切に貯蔵・管理することとしている。

海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者においてのみ実施することとしている。

また、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとしており、海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとしている。

- b. 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理することとしている。

再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとしている。

ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとしている。

なお、国内再処理事業者へ再処理を委託する場合は、原子炉等規制法により、再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがなく、原子力規制委員会の指定を受けている再処理事業者を委託先とする。

海外再処理事業者へ再処理を委託する場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者を委託先とする。

以上のことから、本原子炉は、平和の目的以外に使用することはない。

1.1.2 関連する社内規定等

- ・九州電力株式会社 定款

以上より、本原子炉は電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第一号に適合している。

2. 設置許可の取消し等の処分に関する説明書

本原子炉について、電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第二号の要件を満たしていることを以下のとおり説明する。

2.1 要件

【電気事業法】

第二十七条の二十九の二第四項第二号

その原子力発電事業者が原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請（同条第九項の規定による命令を受けて行うものに限る。）に対し不認可の処分がなされていないこと。

2.1.1 取組状況

- (1) 原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可の取消しについて
本原子炉は、原子炉設置変更許可（原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項）の取消しを受けた事実はない。

- (2) 原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項の運転の停止の命令について

本原子炉は、原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項に基づく運転の停止の命令を受けた事実はない。

- (3) 原子炉等規制法第四十三条の三の三十二に基づく不認可の処分について

本原子炉は、原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請（同条第九項の規定による命令を受けて行うものに限る。）に対し不認可の処分を受けた事実はない。

以上より、本原子炉は電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第二号に適合している。

3. 発電事業に関する法令遵守態勢の整備その他事業遂行態勢の見直し及び継続的改善に関する説明書

本原子炉について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（以下「審査基準」という。）に基づき、電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第四号の要件を満たしていることを以下のとおり説明する。

3.1 要件

【電気事業法】

第二十七条の二十九の二第四項第四号

その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

【電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等】

(44)

② 同項第4号の規定については、より具体的には、次の場合とする。[第4号要件]

イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令遵守態勢の整備、安全性の向上及び防災対策に係る取組（以下このイにおいて単に「取組」という。）に関し、不断の改善を図るため、次に掲げる事項を行うと見込まれることが社内規定等により確認できる場合

(i) 取組を実施する職員及び部門からの提案も踏まえて、社長をはじめとする経営層の意思決定により必要な改善に取り組むこと。

(ii) 次に掲げる改善に取り組むこと。

a. 外部の有識者等で構成される組織を設立し、当該組織から定期的に評価及び提案を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。

b. 一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）、世界原子力発電事業者協会（WANO）等の関係機関による評価を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。

c. 原子力エネルギー協議会（ATENA）にて決定した安全対策を実施すること。

d. 原子力部門から独立した社内組織による監査を定期的に受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。

(iii) 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価等の定量的なリスク評価の結果や収集した最新の知見を踏まえ、定期的に必要な改善に取り組むこと。

(iv) (i)～(iii)に掲げる改善に取り組む仕組みに関し、定期的にその有効性を評価し、必要な仕組みの改善に取り組むこと。

ロ 申請発電用原子炉が立地する地域の原子力発電事業に対する信頼を確保し、理解を得るために必要な取組を推進しながら、その地域の課題の解決に向けた取組に協力すると見込まれることが社内規定等により確認できる場合

3.2 不断の改善に向けた取組

3.2.1 経営層による意思決定

3.2.1.1 審査基準該当箇所

(i) 取組を実施する職員及び部門からの提案も踏まえて、社長をはじめとする経営層の意思決定により必要な改善に取り組むこと。

3.2.1.2 取組状況

当社は、原子力安全を確保するための品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、改善を継続的に行うことを目的として「原子力発電所品質マニュアル（要則）」を定め、当該要則に基づき、法令遵守態勢の整備、安全性の向上、防災対策に係る取組を「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」、「安全性向上評価実施基準」、「本店非常事態対策基準」等の規定文書に明確にしたうえで活動を実施し、継続的に改善を行っている。

具体的には、社長は、品質マネジメントシステムの有効性が維持されていること及び改善の機会を得て、必要な措置を講ずることを確実にするための品質マネジメントシステムの評価としてマネジメントレビューを行うこととしている。

マネジメントレビューのインプットには、「関係法令の遵守、安全文化の醸成活動、運転管理、廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置（原子力防災組織、原子力防災訓練を含む）に関連するプロセス並びに各種法令等に基づくその他の保安活動に関連するプロセスの成果を含む実施状況」、「関係法令の遵守状況」、「改善のための提案」等を含めている。

マネジメントレビューのインプットの作成にあたって、本店及び発電所の品質保証グループ長は、「利害関係者の意見」、「内部監査」、「プロセスの監視及び測定」、「改善提案」、「関係法令の遵守状況」等の情報を、「状態報告」等から収集・分析し、データの分析として、品質マネジメントシステムの改善の必要性について総合的な評価をとりまとめ、安全・品質保証部長、所長の承認を得る。その後、安全・品質保証部長は、本店及び発電所のデータの分析結果から、マネジメントレビューのインプットをとりまとめ、「原子力品質保証委員会」の審議、管理責任者（原子力発電本部長）の承認を受けることとしている。

社長は、マネジメントレビューのインプットをもとにマネジメントレビューを行い、アウトプットとして、品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善等を管理責任者に指示することとしている。

マネジメントレビューのアウトプットに対しては、原子力発電本部長、本店組織の各部長及び各グループ長並びに発電所組織の各所長及び各グループ長が、マネジメントレビュー結果を踏まえた品質目標を設定し、これを達成すること等の活動を通じて改善を実施することとしている。

上述のとおり、取組を実施する職員及び部門からの提案も踏まえて、社長をはじめとする経営層の意思決定により必要な改善に取り組むこととしており、これ

らの取組について、社内規定に定めている。

3.2.1.3 関連する社内規定等

【法令遵守態勢の整備、安全性の向上及び防災対策に関連する社内規定等】

- ・原子力発電所品質マニュアル（要則）
- ・保安活動に関する関係法令等遵守活動基準
- ・安全性向上評価実施基準
- ・本店非常事態対策基準

【取組を実施する職員及び部門からの提案に関連する社内規定等】

- ・原子力発電所品質マニュアル（要則）
- ・改善措置活動管理基準
- ・評価改善活動管理基準
- ・原子力発電所マネジメントレビュー管理基準
- ・原子力品質保証委員会運営基準
- ・川内原子力発電所核物質防護規定（要則）
- ・核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動基準

3.2.2 外部有識者等からの定期的な評価及び提案

3.2.2.1 審査基準該当箇所

(ii) 次に掲げる改善に取り組むこと。

- a. 外部の有識者等で構成される組織を設立し、当該組織から定期的に評価及び提案を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。

3.2.2.2 取組状況

当社は、「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」（以下「本委員会」という。）を設置しており、本委員会においては、当社の原子力発電所における原子力安全及び核セキュリティに関する取組について、第三者的な視点から定期的に評価・提言を受け、それらの安全性・信頼性を継続的に向上させていくこととしている。

具体的には、本委員会の活動内容に関連する分野（原子力・放射線安全、核セキュリティ、原子力防災・地域防災等）の専門家により、原則として年2回程度、評価・提言を受けることとなっている。その結果を受けて必要となる改善事項に対しては、「状態報告」を発行し、各所の幹部が参加する改善措置活動（以下「CAP」という。）の中で必要な処置を計画し、実施することで改善に取り組むこととしている。

上述のとおり、外部の有識者等で構成される組織を設立し、当該組織から定期的に評価及び提案を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこととしており、これらの取組について、社内規定等に定めている。

3.2.2.3 関連する社内規定等

- ・「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」設置規程
- ・「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」運営基準
- ・原子力発電所品質マニュアル（要則）
- ・評価改善活動管理基準
- ・核セキュリティ関係者による相互レビューの実施概要
- ・川内原子力発電所発電所防護に係る改善措置活動管理要領

3.2.3 JANSI、WANO等の関係機関による評価

3.2.3.1 審査基準該当箇所

b. 一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）、世界原子力発電事業者協会（WANO）等の関係機関による評価を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。

3.2.3.2 取組状況

当社は、発電所の安全性と信頼性を向上させるため、JANSI、WANO等の関係機関による評価を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこととしている。

具体的には、JANSI、WANO等の関係機関による評価結果を踏まえ、改善事項対応計画を策定し、改善活動を実施することとしている。

上述のとおり、JANSI、WANO等の関係機関による評価を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこととしており、これらの取組について、社内規定に定めている。

3.2.3.3 関連する社内規定等

- ・外部評価管理基準
- ・川内原子力発電所発電所防護に係る改善措置活動管理要領

3.2.4 ATENAにて決定した安全対策

3.2.4.1 審査基準該当箇所

c. 原子力エネルギー協議会（ATENA）にて決定した安全対策を実施すること。

3.2.4.2 取組状況

原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用し、事業者による、規制の枠に留まらない自律的かつ継続的な安全性向上の取組を定着させていくことを目的にATENAが設立され、当社は正会員として入会しており、ATENAにて決定した安全対策等について決定するとともに、実施状況は評価・公開されることがATENAの規約に定められている。

当社は、品質マネジメントシステムで業務を実施する際は、ATENAにて決定した安全対策等を含めて要求事項として明確化したうえで、業務を計画し、実施することとしている。

上述のとおり、ATENAにて決定した安全対策を実施することとしており、

これらの取組について、社内規定等に定めている。

3.2.4.3 関連する社内規定等

- ・原子力エネルギー協議会 規約
- ・原子力発電所品質マニュアル（要則）
- ・文書管理基準
- ・保安活動に関する法令・規制要求事項等の管理要領
- ・川内原子力発電所発電所防護に係る改善措置活動管理要領

3.2.5 独立した社内組織による監査

3.2.5.1 審査基準該当箇所

d. 原子力部門から独立した社内組織による監査を定期的に受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。

3.2.5.2 取組状況

当社は、品質マネジメントシステムの要求事項等への適合性を確認するために内部監査を実施することとしている。

具体的には、原子力部門から独立した社内組織である原子力監査室が、原子力部門の品質マネジメントシステムが要求事項に適合していること、有効性のある実施及び有効性の維持について確認するために年度監査計画を定め監査を実施することとしている。

原子力部門は、内部監査で発見された指摘事項、要望事項、助言事項及び良好事例並びにその他気づき事項に対し、「状態報告」を発行してCAPの中で必要な処置を計画し、実施することで改善に取り組むこととしている。

上述のとおり、原子力部門から独立した社内組織による監査を定期的に受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこととしており、これらの取組について、社内規定に定めている。

3.2.5.3 関連する社内規定等

- ・原子力発電所品質マニュアル（要則）
- ・原子力内部監査要則
- ・評価改善活動管理基準

3.2.6 定量的なリスク評価の結果や最新知見の活用

3.2.6.1 審査基準該当箇所

(iii) 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価等の定量的なリスク評価の結果や収集した最新の知見を踏まえ、定期的に必要な改善に取り組むこと。

3.2.6.2 取組状況

当社は、安全に関する最新の知見を踏まえつつ、災害の防止に関し、発電用原子炉の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を果たすため、安全性向上評価により原子力安全のための取組

について継続的な改善を図ることとしている。

具体的には、定期的に安全性向上評価として、「最新知見の収集・整理」において、「安全研究、国内外の研究開発情報」等を収集する。また、「安全性向上に係る活動の実施状況の評価」において、内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）等を実施する。それらの結果を踏まえ、安全性向上総合評価委員会にて、安全性向上措置案について総合的に評価し、安全性向上計画を策定することとしている。なお、PRA等については、定期的もしくは大規模な工事により評価結果が変わることが見込まれる場合に更新する運用としている。

上述のとおり、PRA等の定量的なリスク評価の結果や収集した最新の知見を踏まえ、定期的に必要な改善に取り組むこととしており、これらの取組について、社内規定に定めている。

3.2.6.3 関連する社内規定等

- ・ 原子力発電所品質マニュアル（要則）
- ・ 安全性向上評価実施基準
- ・ 川内原子力発電所発電所防護に係る改善措置活動管理要領

3.2.7 仕組みの有効性評価

3.2.7.1 審査基準該当箇所

(iv) (i)～(iii)に掲げる改善に取り組む仕組みに関し、定期的にその有効性を評価し、必要な仕組みの改善に取り組むこと。

3.2.7.2 取組状況

当社は、マネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を維持するために、改善が必要な事項を明確にするとともに、必要な措置を実施し、継続的改善を行うこととしている。

具体的には、社長が実施するマネジメントレビューの中で、安全・品質保証部長が、本店組織及び発電所組織が品質マネジメントシステムの改善の必要性を評価するために実施したデータの分析結果を収集、分析し、総合的な評価結果として、(i)～(iii)に掲げる取組を含む業務に必要なプロセスの有効性の維持に必要な改善の提案を行うこととしている。

上述のとおり、(i)～(iii)に掲げる改善に取り組む仕組みに関し、定期的にその有効性を評価し、必要な仕組みの改善に取り組むこととしており、これらの取組について、社内規定に定めている。

3.2.7.3 関連する社内規定等

- ・ 原子力発電所品質マニュアル（要則）
- ・ 原子力発電所マネジメントレビュー管理基準
- ・ 評価改善活動管理基準
- ・ 核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動基準

3.3 立地地域の原子力発電事業に対する信頼性確保及び地域課題解決に向けた取組に係る協力

3.3.1 審査基準該当箇所

- ロ 申請発電用原子炉が立地する地域の原子力発電事業に対する信頼を確保し、理解を得るために必要な取組を推進しながら、その地域の課題の解決に向けた取組に協力すると見込まれることが社内規定等により確認できる場合

3.3.2 取組状況

当社は、誠実で公正な事業運営を行うこと、ステークホルダーとの真摯なコミュニケーションを図ること及び地域・社会との共生に取り組むこととしている。

上述のとおり、立地する地域の原子力発電事業に対する信頼を確保し、理解を得るために必要な取組を推進しながら、その地域の課題の解決に向けた取組に協力することとしており、これらの取組について、社内規定に定めている。

3.3.3 関連する社内規定等

- ・ 九電グループ企業行動規範

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）附則第2条第2項の規定に基づく提出書類に関連する社内規定等

2025年8月5日

九州電力株式会社

枠囲いの範囲は、防護上の観点に係る事項のため公開できません。

目 次

- 1．発電用原子炉の使用の目的に関連する社内規定等
- 2．発電事業に関する法令遵守態勢の整備その他事業遂行態勢の見直し及び継続的改善に関連する社内規定等

1. 発電用原子炉の使用の目的に関連する社内規定等

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、九州電力株式会社と称する。英文では、Kyushu Electric Power Company, Incorporatedと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気事業
- (2) 電気機械器具および蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化または電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守
- (3) 熱供給事業
- (4) 電気通信事業
- (5) 情報処理、情報提供のサービスおよびソフトウェアの開発、販売、リース
- (6) 電気通信工事、電気工事、土木建築工事の調査、設計、施工および施工監理
- (7) エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送
- (8) ガス供給事業
- (9) 介護サービス事業および老人ホームの経営
- (10) 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および再利用ならびにその再生品の販売
- (11) 住宅性能評価・保証事業
- (12) 航空運送事業
- (13) 書籍、映像・音声ソフトの販売、レンタル
- (14) コンクリート製品の生産および販売
- (15) 農林水産物の生産、加工および販売
- (16) 損害保険代理店および生命保険の募集に関する業務
- (17) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびに不動産投資顧問業
- (18) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売
- (19) 前各号に付帯関連する事業
- (20) 経営上必要と認める他の会社への投資

2. 発電事業に関する法令遵守態勢の整備その他事業遂行態勢の見直し及び継続的改善に関連する社内規定等

4 号認可要件

イ	申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令遵守態勢の整備、安全性の向上及び防災対策に係る取組（以下このイにおいて単に「取組」という。）に関し、不断の改善を図るため、次に掲げる事項を行うと見込まれることが社内規定等により確認できる場合
(i)	取組を実施する職員及び部門からの提案も踏まえて、社長をはじめとする経営層の意思決定により必要な改善に取り組むこと。

○法令遵守態勢の整備、安全性の向上及び防災対策に関連する社内規定等 (本文「3.2.1.3」に対応)

【原子力発電所品質マニュアル（要則）】

7.1 業務の計画

- (1) 保安に関する組織は、業務の計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類（該当するオーソライズを含む。）を含む。）として業務に必要なプロセスを計画し、構築する。

ここでいう「業務に必要なプロセス」とは、「保安規定」に定められた関係法令の遵守、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動（安全文化の醸成活動）、運転管理、廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置に関連するプロセス並びに各種法令等に基づくその他の保安活動に関連するプロセスをいう。

この計画の策定には、原子力施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」(2) c参照）を考慮することを含む。

【保安活動に関する関係法令等遵守活動基準】

1.1 目的

本基準は、「品質マニュアル（基準）」、「コンプライアンス管理規程」及び「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」に基づき、本店組織の保安活動に関する関係法令、「原子炉施設保安規定」、「保安規程（原子力）」及び「保安規程（原子力発電所自家用電気工作物）（要則）」の遵守（以下関係法令等の遵守）を確実なものとするための活動の手順を定め、適切に実施することを目的とする。

【安全性向上評価実施基準】

1.1 目的

本基準は、「品質マニュアル（基準）」に基づき、本店原子力部門が実施する安全性向上評価に係る事項を定め、適切に実施することを目的とする。

【本店非常事態対策基準】

1.1 目的

この基準は、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）（社原発本則第4号）」、「川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）（社原発本則第5号）」及び「品質マニュアル（基準）（原発本則第209号）」に基づき、本店における非常事態対策の迅速かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

○取組を実施する職員及び部門からの提案に関連する社内規定等 （本文「3.2.1.3」に対応）

【原子力発電所品質マニュアル（要則）】

2.2 用語の定義

(4) 改善措置活動

原子力施設における状態報告（本来あるべき状態とは異なる状態、すべき行動から外れた行動や結果、気付いた問題、要改善点等が提案、もしくは記載された報告）の情報を活用して改善を行う活動

5.6.1 一般

- (1) 社長は、保安に関する組織の品質マネジメントシステムの有効性が維持されていること、組織の戦略的な方向性と一致していること、並びに改善の機会を得て、必要な措置を講ずることを確実にするために、「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、年1回以上マネジメントレビューを実施する。

原子力発電本部長、各部長、各所長及び各グループ長は、社長からの指示に基づき、社長が実施するマネジメントレビューに必要なデータの収集を行う。その管理については、「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。

5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

保安に関する組織は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

- (1) 内部監査の結果
- (2) 利害関係者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）
- (3) プロセスの成果を含む実施状況
- (4) 検査の結果
- (5) 品質目標の達成状況
- (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びにプロセス責任者による安全文化の劣化兆候に係る自己評価の結果を含む。）

- (7) 関係法令の遵守状況
- (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- (9) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- (11) 改善のための提案
- (12) 資源の妥当性
- (13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。「5.4.3 リスク及び機会への取り組み」参照）の有効性
- (14) 供給者のパフォーマンス

5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

- (1) 保安に関する組織は、社長のマネジメントレビューからのアウトプットを受け、次の事項に関する決定をする。
 - a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善
 - b) 業務の計画及び実施にかかわる改善
 - c) 資源の必要性
 - d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化の劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。）
 - e) 関係法令の遵守に関する改善

8.4 データの分析及び評価

- (1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の改善（品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために適切なデータ（監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。）を明確にし、それらのデータを収集し、分析する。データの分析に関する管理は、「評価改善活動管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。
- (2) 保安に関する組織は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次の事項に関連する情報を得る。

- a) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見（「8.2.1 利害関係者の意見」参照）
- b) 業務・原子力施設に対する要求事項への適合（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査」参照）
- c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の、特性及び傾向（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査」参照）
- d) 供給者の能力（「7.4 調達」参照）
- e) 効果的な計画の実施（「5.4.1 品質目標」及び「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）
- f) リスク及び機会への取組みの有効性（「5.4.3 リスク及び機会への取組み」参照）
- g) 品質マネジメントシステムの改善の必要性

8.5.1 継続的改善

保安に関する組織は、品質方針、品質目標、内部監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの妥当性及び有効性を維持するために、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の継続的な改善を行う。

【改善措置活動管理基準】

1.4 用語の定義

用語の定義については、以下を除き、「原子力発電所品質マニュアル（要則）」、「品質マニュアル（基準）」による。

（１）状態報告（CR：Condition Report）

- ・本店組織（協力会社を含む）の要員が発見した設備面、運用面及びその他における本来あるべき状態とは異なる状態、本来実施すべき行動から外れた行動や結果、気付いた問題、現状問題はないが安心・安全を向上させるための改善の提案や、未然防止情報等（以下「気付き事項」という。）が、データベース等に入力または紙面に記載されたもの。

2.1.1 状態報告の作成

本店組織の要員は、気付き事項を発見した場合、原則として、各グループ長に報告したうえで、品質保証グループ長（以下「品証グループ長」という。）に状態報告を行う。なお、応急処置の必要がある場合には、必要な処置（関係箇所への連絡を含む）を優先して行う。

各グループ長は、報告を受けた気付き事項に対して、「2.4.2 状態報告された事象に対する処置」に基づく処置を行う。

なお、規制機関が「原子力施設安全情報に係る申告制度」等による非公開の任意調査を行っている段階で関連する気付き事項を発見した場合、その公開前の取扱いについては任意調査の状況に応じて「状態報告の事後処理」、「登録・情報共有に関するプロセスを事後に行う」等の手段をとることを可能とする。

【評価改善活動管理基準】

5 データの分析

品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の改善（品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。）の必要性を評価するためのデータの分析を次のとおり実施する。

5.1 データの収集

品証グループ長は、データの分析の実施に先立ち以下のデータ（業務の計画に基づき分析、評価等を実施した結果を含む。）を収集する。

(1) 利害関係者の意見

- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成された状態報告のうち「利害関係者の意見」に分類された情報

(2) 内部監査

- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成された状態報告のうち「内部監査」の指摘事項等に該当する情報

(3) プロセスの監視及び測定

- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成された状態報告のうち「プロセスの監視及び測定」に分類された情報。但し、本データについては「(5)改善措置活動」にて収集するデータに包含されるため、個別のデータ収集は実施しない。

- ・「2.4品質目標の評価」に基づく品質目標の評価結果
- ・「施設管理基準」に基づく施設管理の有効性評価結果
- ・「原子力発電所パフォーマンス監視要領」に基づく、PIの傾向分析・評価の結果

(4) 検査

- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成された状態報告のうち「検査」に分類された情報

(5) 改善措置活動

- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成された状態報告及びその処理状況の情報

(6) 不適合管理及び是正処置

- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成された不適合・是正処置の情報

(7) 未然防止処置

- ・「改善措置活動管理基準」に基づく未然防止処置の有効性レビュー結果

(8) 根本原因分析

- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成された状態報告のうち「根本原因分析」に分類された情報
- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成されたRCAの情報

(9) 改善提案

- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成された状態報告のうち「改善提案」に分類された情報

(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更点

- ・「改善措置活動管理基準」に基づき作成された状態報告のうち「品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更」に分類された情報。但し、本データのうち「業務・原子力施設に対する要求事項の変更」にかかる状態報告については「(5)改善措置活動」にて収集するデータに包含されるため、個別のデータ収集は実施しない。

(11) 健全な安全文化の育成及び維持の状況

- ・「原子力安全文化醸成活動管理基準」に基づく安全文化が醸成されている状態についての総合評価結果

(12)関係法令の遵守状況

- ・「保安活動に係る関係法令等遵守活動基準」に基づく活動の評価結果

(13)供給者（受注者）の能力

- ・「設計・調達管理基準」に基づく調達製品の検証において、供給者の業務遂行能力等に問題点が抽出された結果の情報
- ・「設計・調達管理基準」に基づく受注者品質保証監査結果
- ・受注者の不適合情報（当社への報告を要するもの）

(14)リスク及び機会への取組みの有効性

- ・「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」に基づく「リスク及び機会への取組み」の結果となる「中期経営計画」（使用した資源の妥当性に関する情報を含む。）
- ・「原子力発電リスクマネジメント基準」に基づくリスクマネジメントの結果、「改善措置活動管理基準」に基づき作成された状態報告。但し、本データについては「(5)改善措置活動」にて収集するデータに包含されるため、個別のデータ収集は実施しない。
- ・「安全性向上評価実施基準」に基づく安全性向上評価結果

(15)その他の情報源

- ・「4.3その他の情報源」に基づき作成された情報

5.2 データの分析の実施

品証グループ長は、収集したデータを整理し、以下の事項に関するデータの分析を実施する。なお、収集したデータのうち、業務の計画に基づき分析、評価等を実施した結果（健全な安全文化の育成及び維持の状況の評価結果等）については、データの分析結果の一つとして扱い、改めて分析は行わず、その内容を反映する。

また、品質保証グループ長は、本店・発電所のデータの分析結果報告書（案）を適宜共有・収集し、各所の報告内容を比較することで改善点を見出し、更なる改善を目指す。

(1)原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見

以下の情報を基に、原子力安全の達成に関する利害関係者からの意見の傾向及び特徴などを分析し、改善の必要性を評価する。

- ・「5.1(1)利害関係者の意見」に示す情報
- ・品証グループ長が適切であると判断する「5.1(15)その他の情報源」に示す情報

(2) 業務・原子力施設に対する要求事項への適合

以下の情報を基に、業務・原子力施設に対する要求事項（法令・規制要求事項、民間基準の要求事項等）への適合状況から改善の必要性を評価する。

- ・「5.1(2)内部監査」に示す情報
- ・「5.1(4)検査」に示す情報
- ・「5.1(6)不適合管理及び是正処置」に示す情報
- ・品証グループ長が適切であると判断する「5.1(15)その他の情報源」に示す情報

(3) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の特性及び傾向

以下の情報を基に、プロセス（保安活動）及び原子力施設（設備）の、特性と傾向を把握し、法令・規制要求事項、民間基準の要求事項は満足しているが、是正処置を実施することが望まれる事項を抽出するための評価を実施する。この評価には、「改善措置活動管理基準」に基づく是正処置の有効性レビュー、「改善措置活動管理基準」に基づくパフォーマンスモニタリングを含む。なお、安全文化に係る分析結果は、「5.2(8)健全な安全文化の育成及び維持の状況」として取りまとめ評価を行う。

- ・「5.1(5)改善措置活動」に示す情報（「5.1(9)改善提案」等、5.1において、状態報告として収集したデータはこれに含む。）
- ・「5.1(6)不適合管理及び是正処置」に示す情報
- ・「5.1(7)未然防止処置」に示す情報
- ・「5.1(8)根本原因分析」に示す情報
- ・品証グループ長が適切であると判断する「5.1(15)その他の情報源」に示す情報

(4) 供給者（受注者）の能力

以下の情報を基に、供給者の業務遂行能力を評価する。

- ・「5.1(13)供給者（受注者）の能力」に示す情報
- ・品証グループ長が適切であると判断する「5.1(15)その他の情報源」に示す情報

(5) 効果的な計画の実施

以下の情報を基に、計画が効果的に実施されているかを評価する。この評価には、前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップが適切に実施されているかの評価を含む。

- ・「5.1(3)プロセスの監視及び測定」に示す情報
- ・品証グループ長が適切であると判断する「5.1(15)その他の情報源」に示す情報

(6) リスク及び機会への取組みの有効性及び資源の妥当性

以下の情報を基に、リスク及び機会への取組みの有効性及び資源の妥当性を確認するための評価を実施する。

- ・「5.1(14) リスク及び機会への取組みの有効性」に示す情報
- ・品証グループ長が適切であると判断する「5.1(15)その他の情報源」に示す情報

(7) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更

以下の情報を基に、品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更への対応状況を評価する。

- ・「5.1(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更」

(8) 健全な安全文化の育成及び維持の状況

以下の情報から、健全な安全文化の育成及び維持の状況の評価を実施する。

- ・「5.1(11) 健全な安全文化の育成及び維持の状況」
- ・「5.2(3) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の特性及び傾向」のうち安全文化に関する分析結果

(9) 関係法令の遵守状況

以下の情報から、関係法令の遵守状況の評価結果を反映する。また、「関係法令の遵守状況」については、「コンプライアンス管理規程」に基づくコンプライアンス小委員会結果を踏まえた社長からの指示により、評価を実施することができる。

- ・「5.1(12) 関係法令の遵守状況」

5.3 総合的な評価の実施

品証グループ長は、上記の結果から、品質マネジメントシステムの改善の必要性について総合的な評価（保安活動におけるパフォーマンス評価）を行い、これらを「データの分析結果報告書（様式例－6）」（案）としてとりまとめる。

また、当該評価に当たっては、以下の観点で、RCA実施の必要性についても評価を行う。

(1) 不適合に類似性や頻発傾向がないか。

(2) 組織としての問題が潜在している可能性はないか。（気付き）

- ・発生した事象の安全に対する影響は小さいが、場合によっては影響が大きくなると考えられる事象はないか。
- ・根源に組織要因が潜んでいそうな事象はないか。

5.4 データの分析結果の審議及び承認

安全・品質保証部長は、「データの分析結果報告書（様式例－6）」（案）について、原子力品質保証委員会（本店委員）による審議を受けた後、承認する。承認した「データの分析結果報告書（様式例－6）」は、「原子力発電所マネジメントレビュー管理基準」に基づくマネジメントレビューのインプットとして収集する。

5.5 データの分析結果への対応

品証グループ長は、データの分析の結果、品質マネジメントシステムの改善の必要性についての総合的な評価に反映した事項以外に、個別の業務プロセスにおいて改善が必要な事項が認められた場合は、「改善措置活動管理基準」に基づく状態報告を行う。また、RCAの実施が必要と判断されている場合は、RCA対象事象の発生について、RCA推進会議に連絡する。

【原子力発電所マネジメントレビュー管理基準】

5 マネジメントレビュー

5.1 マネジメントレビュー

マネジメントレビューは、社長の指示に基づき実施する。具体的には、実施部門においてデータの収集・分析・評価を行い、その結果を安全・品質保証部長が集約し、実施部門において審議を行った後、管理責任者（原子力発電本部長）が承認し社長に報告した内容を、社長が、監査部門の内部監査結果等を考慮しレビューすることで実施する。

(1) マネジメントレビューの実施時期

定期的なマネジメントレビューは、原則として年度初めに、前年度の品質マネジメントシステム活動に対するレビューを実施することとするが、その他の業務の状況を考慮し、上記以外の時期とすることも可能とする。

また、社長が必要と判断した場合は、不定期に実施することも可能とする。

(2) マネジメントレビューのインプットデータの収集及び評価

安全・品質保証部長は、品証グループ長に指示し、以下に示すマネジメントレビューのインプットデータの収集を行う。

- ・本店組織のデータの分析結果報告書
- ・玄海原子力発電所のデータの分析結果報告書
- ・川内原子力発電所のデータの分析結果報告書
- ・施設管理の有効性評価結果（総合）

安全・品質保証部長は、品証グループ長に指示し、収集したデータを以下の事項について分析・評価する。

- ・原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見
- ・業務・原子力施設に対する要求事項への適合
- ・是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の特性及び傾向
- ・供給者（受注者）の能力
- ・効果的な計画の実施（前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップを含む。）
- ・リスク及び機会への取組みの有効性（資源の妥当性を含む。）
- ・品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- ・健全な安全文化の育成及び維持の状況
- ・関係法令の遵守状況

また、安全・品質保証部長は、品証グループ長に指示し、実施部門における総合的な評価として、以下の事項に関して品質マネジメントシステムの改善の提案を行う。

- ・品質マネジメントシステム及びそのプロセス¹の有効性の維持に必要な改善（R C Aの必要性を含む。）
- ・業務の計画及び実施にかかわる改善
- ・資源の必要性
- ・健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化の劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。）
- ・関係法令の遵守に関する改善
- ・安全文化のあるべき姿、品質方針（施設管理の実施方針を含む）、品質目標の変更の必要性

品証グループ長は、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の品質保証グループ長と調整し、これらの結果を「マネジメントレビューへのインプット（様式例－１）」に取りまとめる。なお、取りまとめたマネジメントレビューへのインプット項目と、インプットに含めなければならない情報（要求事項）の関係については、図２に示すとおりである。

(3) 実施部門による審議

安全・品質保証部長は、原子力品質保証委員会（総合委員）を開催し、「マネジメントレビューへのインプット（様式例－１）」について審議を受ける。

なお、原子力品質保証委員会の運営に関しては、別途定める「原子力品質保証委員会運営基準」によるものとする。

(4) マネジメントレビューの実施

安全・品質保証部長は、「(3) 実施部門による審議」において審議した「マネジメントレビューへのインプット（様式例－１）」について、本店及び発電所組織のデータの分析結果報告書及び「施設管理の有効性評価結果（総合）」を添付の上、管理責任者（原子力発電本部長）の承認を得る。

管理責任者は、「マネジメントレビューへのインプット（様式例－１）」及び収集したデータにより、社長に報告し、マネジメントレビューを受ける。

社長は、マネジメントレビューを行い、次の事項に関する決定及び処置について管理責任者に指示するとともに、今後に向けた期待事項を示す。

- ・品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善

¹ 主に「原子力発電所品質マニュアル（要則）」の「7.1 業務の計画」における「業務に必要なプロセス」を指す。

- ・業務の計画及び実施にかかわる改善
- ・資源の必要性
- ・健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化の劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。）
- ・関係法令の遵守に関する改善
- ・安全文化のあるべき姿、品質方針（施設管理の実施方針を含む）、品質目標の変更の必要性

管理責任者は、マネジメントレビューの結果を「実施部門に対するマネジメントレビュー（アウトプット）（様式例－２）」に記載し、社長の承認を受ける。

(5) マネジメントレビュー結果の周知

管理責任者は、安全・品質保証部長に指示し、社長によるマネジメントレビュー結果（様式例－１、２）を本店組織及び発電所組織に周知するとともに、監査部門と共有する。

5.2 改善の実施

原子力発電本部長、本店組織の各部長及び各グループ長並びに発電所組織の各所長及び各グループ長は、本店組織及び発電所組織各々の「評価改善活動管理基準」によりマネジメントレビュー結果を踏まえた品質目標を設定し、これを達成することを通じて、マネジメントレビュー結果に対する改善を実施する。

品証グループ長は、ＲＣＡの実施が必要と判断されている場合は、ＲＣＡ対象事象の発生について、ＲＣＡ推進会議に連絡する。なお、「評価改善活動管理基準」に基づくデータの分析の結果として連絡している事象の連絡は不要とする。

【原子力品質保証委員会運営基準】

4.1 審議事項

品証委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 原子力品質保証活動に関する基本的な事項
- (2) 安全文化を醸成する活動に関する基本的な事項
- (3) 品質マネジメントシステムに関する評価改善活動の評価結果等に関する事項
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

4.2 構 成

品証委員会の委員構成は、次のとおりとする。

[委 員 長] 安全・品質保証部長

[総 合 委 員]

原子力管理部門：原子力管理部長
安全・品質保証部門：品質保証グループ長
原子力建設部門：原子力建設部長
原子力技術部門：原子力技術部長
廃止措置統括部門：廃止措置統括室長
原子力土木建築部門：原子力土木建築部長
玄海原子力発電所：所長、安全品質保証統括室長
川内原子力発電所：所長、安全品質保証統括室長
その他委員長が指名した者

[本 店 委 員]

原子力管理部門：原子力管理部長、原子力運営グループ長、原子力企画グループ長、環境広報グループ長、原子力発電グループ長、原子力設備グループ長、原子力経年対策グループ長、放射線安全グループ長、原子力防災グループ長
安全・品質保証部門：品質保証グループ長、安全性向上グループ長、リスク管理・解析グループ長、システム統括グループ長
原子力建設部門：原子力建設部長、原子力建設グループ長、原子力工事グループ長、原子力機械グループ長、原子力電気計装グループ長、安全設計グループ長
原子力技術部門：原子力技術部長、原子燃料サイクルグループ長、原子燃料技術グループ長、原子力技術支援グループ長
原 子 燃 料 部 門：原子燃料部長、原子燃料管理グループ長

廃止措置統括部門：廃止措置統括室長、廃止措置管理グループ長、廃止措置技術グループ長、廃棄物運用対策グループ長
原子力発電本部 部長（技術支援担当、国際協力担当）
原子力土木建築部門：原子力土木建築部長、調査・計画グループ長、原子グループ長、設計・解析グループ長
資材調達部門：資材調達部長、調達基盤グループ長
原子力地域コミュニケーション部門：原子力地域コミュニケーション部長、コミュニケーション運営グループ長
その他委員長が指名した者

【川内原子力発電所核物質防護規定（要則）】

【核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動基準】



(ii) 次に掲げる改善に取り組むこと。

- a. 外部の有識者等で構成される組織を設立し、当該組織から定期的に評価及び提案を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。
- b. 一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）、世界原子力発電事業者協会（WANON）等の関係機関による評価を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。
- c. 原子力エネルギー協議会（ATENA）にて決定した安全対策を実施すること。
- d. 原子力部門から独立した社内組織による監査を定期的に受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。

○a. 外部有識者等からの定期的な評価及び提案に関連する社内規定等

（本文「3.2.2.3」に対応）

【「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」設置規程】

1 目的・役割等

- (1) この規程は、「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」（以下「本委員会」）の設置に関する必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) 本委員会は、当社の原子力発電所における原子力安全及び核セキュリティに関する取組みについて、第三者的な視点から評価・提言を提供することにより、それらの安全性・信頼性を継続的に向上させていくことを目的とする。
- (3) 本委員会は、社外有識者によるアドバイザリーボードとして、原子力監査室に設置する。
- (4) 本委員会の評価・提言等を踏まえた具体的対策の決定は、当社の意思決定機関（取締役会等）で行う。

3 本委員会の運営

- (1) 本委員会は、原則として年2回開催する。（必要に応じ、追加開催する。）
- (2) 本委員会は、当社の原子力発電所における原子力安全及び核セキュリティに関して、当社から取組み状況等の説明を受け、第三者的な視点から評価・提言を行う。
- (3) 当社は、本委員会で出された意見等に対する対応状況を、本委員会に報告する。
- (4) 透明性を確保するため、本委員会の活動状況については、原則社外へ公開する。
- (5) 事務局は、適宜、本委員会の活動状況等を取りまとめて、原子力リスクコミュニケーション会議へ報告する。
- (6) 本委員会には、審議事項の専門的検討を行うため、若しくは、機微情報を含む審議を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

【「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」運営基準】

2 開催頻度

- 原則として年2回（2～3時間／回）開催する。但し、以下の場合等、必要に応じ、追加開催する。
 - ・ 委員からの要請
 - ・ 当社からの提案に基づく個別案件の協議
 - ・ 前回の本委員会で出された評価・提言等を踏まえた当社対応状況の報告

3 委員の選任

(1) 委員選任の考え方

区分	人 数	選任の考え方	備 考
社外	委員長を含め 6名程度	本委員会の活動内容に関連する、以下 に示す分野等の専門家を選任する。 なお、九州の組織・機関等における活 動実績は特に考慮する。 ・ 原子力・放射線安全 ・ 核セキュリティ ・ 原子力防災、地域防災 ・ リスク・危機管理 ・ 環境分析・アセス など	・ 委員の中から、取 りまとめ役として 委員長を選任する。 ・ 委員長は、関係本 部等と協議のうえ、 原子力監査室長が 決定する。

4 議事運営

(1) 委員会における説明

- 各委員の立場から幅広く意見等を頂くため、各議題に対する論点は特に定めなくともよいが、当社側から特に評価・提言を頂きたいポイントがあれば具体的に提示する。

(2) 対象案件

- 当社の原子力事業の安全性・信頼性向上(ハード、ソフト両面)に係る取組みを対象とする。
- 核セキュリティに関する取組みについては、原則として公開可能な情報に限る。

(3) 評価・提言結果の反映

- 各主管本部は、本委員会の評価・提言等を、適宜、具体的対策の検討等に反映するとともに、対応状況を本委員会で報告する。

【原子力発電所品質マニュアル（要則）】

8.2.1 利害関係者の意見

- (1) 保安に関する組織は、監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して利害関係者がどのように受けとめているかについての情報を把握する。
- (2) 保安に関する組織は、利害関係者の原子力安全の達成に対する受けとめているかについての情報の入手及び使用の方法を「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。

【評価改善活動管理基準】

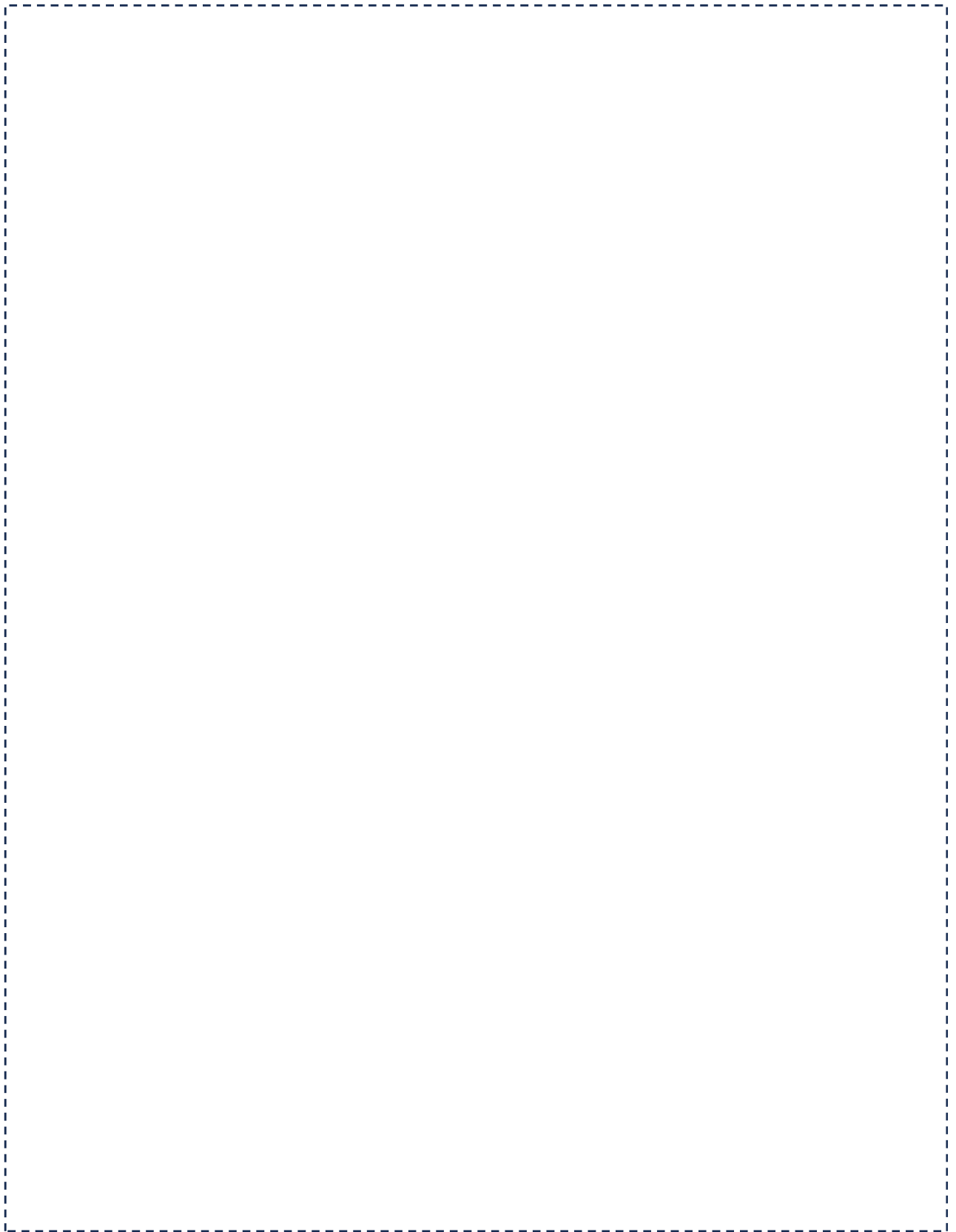
4.1 利害関係者の意見

各グループ長は、原子力安全を達成しているかどうかに関して利害関係者がどのように受けとめているかについての情報の一つとして、原子力規制検査等の各種検査及び各種許認可手続等における規制機関の指摘事項並びに対応状況（結果）について議事録、出張報告等に記録する。また、地元自治体、関係自治体、地元住民、関連学協会及び外部有識者（「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」等）から原子力安全達成状況に関する意見、要望等に関する情報を得る機会があった場合にはその内容を入手、または議事録、出張報告等に記録する。

品証グループ長は、本店組織が品質マネジメントシステムに関する保安に関する組織の外部の利害関係者による監査（安全文化の外部評価については、「原子力安全文化醸成活動管理基準」に従う。）、レビュー等を受けた場合は、その結果を入手する。

各グループ長は、上記のコミュニケーションを通じて得られた原子力安全の達成に係る指摘事項、意見、要望等について「改善措置活動管理基準」に基づく状態報告を行い、改善の必要が認められる事項が生じた場合は、必要な処置を講ずる。

【核セキュリティ関係者による相互レビューの実施概要】



【川内原子力発電所発電所防護に係る改善措置活動管理要領】

Ob. JANSI、WANO等の関係機関による評価に関連する社内規定等 (本文「3.2.3.3」に対応)

【外部評価管理基準】

1.1 目的

本基準は、「品質マニュアル(基準)」に基づき、世界原子力発電事業者協会(World Association of Nuclear Operators; WANO)、原子力安全推進協会(Japan Nuclear Safety Institute; JANSI)によるピアレビュー等の外部機関による評価に関し、その管理方法を定め、原子力安全の更なる改善に資することを目的とする。

2.2 改善可能エリア(AFI)の管理

安全性向上グループ長は、改善可能エリアが示された場合、本店原子力部門、また発電所組織へのWANOピアレビューの場合は、様式例-3の改善可能エリア管理

票に内容を記入し、様式例-4 の改善可能エリア管理台帳に登録する。なお、英文の事例については、これを和文に翻訳したものを記入する。

安全性向上グループ長の依頼に基づき、当該改善可能エリアに関する業務を主管するグループ長は、改善に関する検討を行い、その結果を改善可能エリア管理票に記入する。業務主管が発電所組織の場合、安全性向上グループ長は、当該発電所の技術運営グループ長へ検討を依頼する。

安全性向上グループ長は、当該検討結果の内容を確認する。また、これらの情報共有を図るために改善可能エリア管理票を社内イントラネットに掲示するとともに、本店原子力部門及び発電所組織に周知する。

また、本店原子力部門への WANO ピアレビューの場合、安全性向上グループ長が、改善可能エリア管理票の内容をふまえた様式例-5-1 の改善事項対応計画を作成し、アクションプランミーティング(WANO による改善事項対応計画の作成状況確認)にて、WANO へ報告する。

発電所組織への WANO ピアレビューの場合、安全性向上グループ長が、改善可能エリア管理票の内容をふまえた様式例-5-2 の改善事項対応計画の作成を、当該発電所の技術運営グループ長へ依頼し、結果を受領した後、アクションプランミーティング(WANO による改善事項対応計画の作成状況確認)にて、WANO へ報告する。

2.3 改善事項対応活動

(1) 改善事項処理票の作成

安全性向上グループ長は、本基準「2.2 改善可能エリア(AFI)の管理」にて処理した情報を対象箇所以外の本店原子力部門、また発電所組織において水平展開(以下、「改善事項」という。)の検討が必要と判断した場合は、改善事項処理票(以下、「処理票」という)(本店原子力部門の場合は様式例-6-1、発電所組織の場合は様式例-6-2)を作成し、本店原子力部門のグループ長、また発電所組織の技術運営グループ長へ検討を依頼する。

安全性向上グループ長は、処理票の依頼に際して「(2)改善事項の必要性の検討」に定める確認事項及び必要な関連情報を明示し、適切に検討が行われることを確実にする。

(2) 改善事項の必要性の検討

処理票にて検討依頼を受けた本店原子力部門のグループ長、また発電所組織の技術運営グループ長は、原因を確認し、本店原子力部門、また発電所組織における改善事項の必要性及び改善事項の内容について検討を行い、処理票に処置不要理由又は処置方法及び実施時期を記入した後、安全性向上グループ長へ提出する。

なお、検討を依頼された本店原子力部門のグループ長は、必要に応じて発電所等と調整を行う。

(3) 改善事項検討結果の確認

安全性向上グループ長は、検討結果を確認し、検討を行ったグループ長及び統括する部長、また、発電所組織の技術運営グループ長及び所長に回議し、安全・品質保証部長の承認を得る。また、安全性向上グループ長は、社内イントラネット上に掲示することにより、本店原子力部門のグループ長へ周知するとともに、本店原子力部門及び発電所組織内への情報共有を図る。

(4) 改善事項の実施

安全性向上グループ長は、改善事項の検討の結果、処置が必要となった情報(処理票)について、改善事項反映調査票(以下、「調査票」という)(本店原子力部門の場合は様式例-6-3、発電所組織の場合は様式例-6-4)を作成し、検討を依頼した本店原子力部門のグループ長、また、発電所組織の技術運営グループ長へ対策の実施を依頼する。この際、対策の実施に必要な関連情報を添付し、対策が適切に行われることを確実にする。

処置を依頼された箇所は、処置の実施完了後、意図した効果が得られたか有効性評価を行ったうえで、実施結果等を調査票へ記載し、統括する部長、また、発電所組織の所長の承認を得た後、安全性向上グループ長へ提出する。安全性向上グループ長は、調査票の反映結果を確認後、安全・品質保証部長へ報告する。

(5) 改善事項結果の情報共有

安全性向上グループ長は、社内イントラネット上に掲示することにより、本店原子力部門のグループ長、発電所組織の技術運営グループ長へ周知するとともに、本店原子力部門及び発電所組織内への情報共有を図る。

安全性向上グループ長は、本店原子力部門のグループ長、また発電所組織の技術運営グループ長から処置結果の報告を受け、結果を改善事項処理台帳(様式例-6-5)へ登録し、記録として保管管理する。

安全性向上グループ長は、改善事項処理台帳について、適宜、社内イントラネット上に掲示することにより、本店原子力部門のグループ長及び発電所組織の技術運営グループ長へ周知する。

2.4 情報管理上の注意

WANO のピアレビュー結果は社外非公開、また、JANSI のピアレビュー結果は会員外非公開とされているので、管理票の情報公開欄に「不可」と識別すると共に、その取扱いに注意する。また、添付資料がある場合、当該資料についても「関係者外秘」、「電力限り」等の識別を付す。

6. その他の外部機関による評価

その他の外部機関による評価(例えば、IAEA の OSART)が行われた場合、担当グループ長は 2.項を準用し、評価結果を管理する。

○c. A T E N Aにて決定した安全対策に関連する社内規定等

(本文「3.2.4.3」に対応)

【原子力エネルギー協議会 規約】

(目的)

第2条 本会は、原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用し、規制当局等とも対話を行いながら、効果ある安全対策を立案し、原子力事業者の現場への導入を促すことにより、原子力産業界による、規制の枠に留まらない自律的かつ継続的な安全性向上の取組の定着を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的の達成のために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外の最新知見等を基にした、原子力の安全に関し、原子力産業界として取り組むべき課題の特定
- (2) 安全対策等の決定
- (3) 原子力事業者の安全対策の実施状況の評価、公開
- (4) その他前号に掲げる事業に関連する業務

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 正会員 アまたはイに掲げる法人であって、本会の目的に賛同して入会を申し込んだ者のうち、別に定める入会資格審査基準を満たすとしてステアリング会議が承認した者。

ア 原子力発電施設（建設中を含む）を運営する原子力事業者

イ 原子力発電施設の設計・建設・運転管理等を行うメーカー、ゼネコン、燃料加工メーカー、エンジニアリング・工事・部品供給会社等

【原子力発電所品質マニュアル（要則）】

7.1 業務の計画

- (1) 保安に関する組織は、業務の計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類（該当するオーソライズを含む。）を含む。）として業務に必要なプロセスを計画し、構築する。

ここでいう「業務に必要なプロセス」とは、「保安規定」に定められた関係法令の遵守、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動（安全文化の醸成活動）、運転管理、廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置に関連するプロセス並びに各種法令等に基づくその他の保安活動に関連するプロセスをいう。

この計画の策定には、原子力施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」（2）c参照）を考慮することを含む。

7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化

保安に関する組織は、次の事項を明確にする。

- (1) 明示されてはいないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項
- (2) 業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項
- (3) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

7.2.2 業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項のレビューでは、次の事項を確実にする。
 - a) 業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 保安に関する組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に関する要求事項を含むレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた措置の記録を維持する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (4) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、保安に関する組織はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、保安に関する組織は、関連する文書を変更する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7.5.1 業務の実施の管理

保安に関する組織は、業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。

- (1) 保安のために必要な、次の事項を含む情報が利用できる。
 - a) 保安のために使用する業務・原子力施設の特性
 - b) 原子力施設の使用又は業務の実施により達成すべき結果
- (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- (3) 適切な作業環境下で、適切な設備を使用している。
- (4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- (5) 監視及び測定（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）が実施されている。
- (6) 業務のリリースが実施されている。
- (7) 適格性を含め、力量を備えた要員に従事させる。
- (8) ヒューマンエラーを防止するための処置を実施する。

別表2 品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表

【文書管理基準】

1.5 各分類の対象となる文書及び記録

(1) 保安

- ・品質マネジメントシステムに係る基準類

本店各部門が制定、改廃する「品質マニュアル（基準）」の図－2「品質マネジメントシステムに係る基準類体系図」に示す基準、業務要領。

- ・原子力関係部門制定の保安活動に関する規程、要則、基準

原子力関係部門が制定、改廃する保安活動に関する規程、要則、基準。

- ・原子力関係部門以外の規定文書

原子力関係部門以外が制定、改廃する規定文書で、品質マネジメントシステムに係る基準類以外の保安活動に関連する規定文書。

該当する規定文書の名称及びそれを主管する組織名は、「文書管理要領」に基づき作成する一覧（原子力関係部門以外の規定文書一覧）に示す。当該一覧の規定文書は、その文書を主管する組織が保安に関する組織以外であること、規定文書管理システムに最新版が電子文書として掲示され、閲覧が可能であることから、本基準の規定文書に関する管理内容の適用を除外する。

- ・品質保証活動に関する一般図書

① 規定文書及び業務要領等の要求により個々の業務毎に本店組織が作成する要領書、手順書、マニュアル、計画書等

② 調達管理のため本店組織が作成する仕様書等

③ 調達要求事項等に基づき供給先より受領する要領書、手順書、マニュアル、計画書等

④ 許認可文書

⑤ 法令、通達、民間規格等

①～④に該当する文書については、各グループ別に該当する文書の種別を示す総括的名称を「文書管理要領」に基づき作成する一覧（一般図書（文書）分類）に示す。

⑤に該当する文書に関しては、「保安活動に関する法令・規制要求事項等の管理要領」に基づき作成する一覧に示すとともに管理内容を規定（法令改正に関する管理は「法令改正管理要領」）するため、一般図書に関する管理内容の適用を除外する。

・品質保証活動に関する記録

① 設備図書

② 「文書管理要領」に基づき作成する一覧（記録の分類）に示す記録（一般図書）

なお、「保安規定※（表 131-1、表 131-2、表 131-3）に定められた記録（実用炉規則第 14 条の 3、第 57 条及び第 67 条に基づく記録）」を資料－12（1）に、「玄海原子力発電所の保安規定第 2 編（表 65-1、表 65-2、表 65-3、表 65-4）に定められた記録（実用炉規則第 14 条の 3、第 57 条及び第 67 条に基づく記録）」を資料－12（2）に示す。

※玄海原子力発電所の保安規定においては第 1 編

【保安活動に関する法令・規制要求事項等の管理要領】

1 目的

本要領は、「品質マニュアル（基準）」及び「文書管理基準」に基づき、原子力発電所の保安活動に関する法令・規制要求事項及び民間規格等の要求事項を明確にするとともに、その保管方法及び法令、民間規格等の改正時に適切に要求事項の見直しを行うための管理方法を定め、本店組織が行う品質保証活動の充実を図ることを目的とする。

4.3 民間規格の要求事項

原子力発電所の運営に関連する民間規格のうち、保安活動に関する要求事項を含む民間規格について様式例「法令・規制要求事項等一覧表」にとりまとめる。なお、これらの民間規格のうち指針（ガイドライン）的位置づけのものについては、必要に応じ保安活動への適用を図るものとする。

5.3 民間規格の管理

（1）管理主管グループ及び保管主管グループ

民間規格の管理主管グループ及び保管主管グループを、管理対象の民間規格毎に様式例「法令・規制要求事項等一覧表」にとりまとめる。新規に民間規格が発行された場合は、関連するグループで調整を行い、管理主管グループ及び保管主管グループを決定する。

（2）民間規格の保管

民間規格は保管主管グループの文書（一般図書）として保管する。各民間規格の分類を様式例「法令・規制要求事項等一覧表」に示す。

(3) 法令・規制要求事項等一覧表の管理

民間規格の管理主管グループ長は、新規の民間規格を入手した場合、あるいは改訂版を入手した場合、速やかに品質保証グループ長及び保管主管グループ長へ民間規格の名称、発行年月日、新規発行か改訂版か等の必要事項を連絡するとともに、保管主管グループ長へ、保管用の民間規格を提出する。

品質保証グループ長は、連絡を受け様式例「法令・規制要求事項等一覧表」に登録する。

保管主管グループ長は、民間規格の新規保管あるいは保管中の民間規格の差し替えを実施する。

6.3 民間規格改訂時（新規制定含む）の対応

(1) 情報連絡

管理主管グループ長は、新規の民間規格を入手した場合、あるいは改訂版を入手した場合、速やかにその情報を業務主管グループ長へ連絡する。

(2) 対応要否検討

連絡を受けた業務主管グループ長は、必要に応じ関連グループと調整の上、対応の要否について検討を行う。

(3) 対応検討

業務主管グループ長は、民間規格の内容を詳細に検討し、以下のいずれかの方法で対応のために必要な処置について検討を行うか、発電所での対応検討の指示を行う。

- ・ 本店組織のみで対応の検討を行う。
- ・ 本店組織が発電所の関係箇所と調整を図り対応の検討を行う。
- ・ 対応の検討を発電所の関係箇所へ依頼する。

(4) 対応実施

本店組織で対応検討を行った場合、業務主管グループ長は、(3)で検討した対応内容の実施を関係箇所へ指示する。関係箇所の長は、指示された対応内容を実施する。

また、発電所での対応検討を指示した場合は、業務主管グループ長は発電所での対応検討結果及び対応の実施状況について確認する。

担 当	グループ長
-----	-------

法令・規制要求事項等一覧表

原子力発電本部 品質保証グループ

年 月

4 民間規格

- 4.1 電気技術規程（J E A C）
- 4.2 電気技術指針（J E A G）
- 4.3 技術指針〔民間自主基準〕
- 4.4 発電用規格
- 4.5 日本産業規格（J I S）
- 4.6 日本原子力学会標準

- 4.7 日本原子力技術協会ガイドライン
- 4.8 原子力安全推進協会ガイドライン
- 4.9 原子力エネルギー協議会ガイドライン

【川内原子力発電所発電所防護に係る改善措置活動管理要領】

Od. 独立した社内組織による監査に関連する社内規定等

(本文「3.2.5.3」に対応)

【原子力発電所品質マニュアル（要則）】

2.3 組織及び職位の定義

本「品質マニュアル(要則)」における組織及び職位の表現の定義は、以下のとおりとする。

(1) 組織の表現

①保安に関する組織：

図-1「品質保証組織図」に示す組織全体

8.2.2 内部監査

- (1) 監査部門は、客観的な評価を行う組織として、品質マネジメントシステムが次の事項への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じ、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。
 - a) 品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - b) 品質マネジメントシステムの有効性のある実施及び有効性の維持
- (2) 監査部門は、内部監査の判定基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。
- (3) 監査部門は、内部監査の対象となる組織、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの内部監査結果を考慮して、内部監査プログラムを策定し、実施することにより、その有効性を維持する。
- (4) 監査部門は、内部監査員の選定及び内部監査の実施においては、内部監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。
- (5) 監査部門は、内部監査員又は管理者に、自らの業務又は管理下にある業務を監査させない。
- (6) 監査部門は、内部監査の計画、内部監査プログラムの策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理（「4.2.4 記録の管理」参照）に関する責任及び権限（必要に応じ、内部監査結果を社長へ直接報告する権限を含む。）、並びに内部監査に係る要求事項を「原子力内部監査要則」に規定する。
- (7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 内部監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な措置及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた措置の検証及び検証結果の報告を含める（「8.5.2 是正処置」参照）。

【原子力内部監査要則】

本要則は、「保安規程（原子力）」、「保安規程（原子力発電所自家用電気工作物）（要則）」、「玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」及び「川内原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」（以下、「保安規定」という）、「原子力発電所品質マニュアル（要則）」並びに「グループ内部監査規程」に基づき、客観的な評価を行う組織として原子力監査室が実施する原子力内部監査を円滑かつ適正に遂行するため、監査の計画、実施、結果の報告、有効性の維持等について定めたものである。

5 監査の範囲

監査は、実施部門が実施する品質マネジメントシステムを対象とする。

監査部門に対する監査については、「1.6 評価及び改善」で定める。

9.1 監査チームの編成

原子力監査グループ長は、年度監査計画に基づき監査を実施するために、監査チームリーダーと監査員からなる監査チームを編成する。なお、監査チームの編成に当たっては、原子力安全性点検グループ員のみのチームは編成しない。また、監査責任者が認めた場合、監査員は、あらかじめ選定された監査員以外から選ぶことができる。なお、監査員又は管理者は自らの業務又は管理下にある業務を監査しない。さらに、監査員又は管理者の自ら行った業務又は管理下にあった業務は監査の対象に含めない。

9.2 監査実施計画の作成

- (1) 監査チームリーダーは、年度監査計画に基づき、原則として監査の都度、「別表9-1 原子力内部監査実施計画書」を参考に、監査実施計画を作成し、原子力監査グループ長の確認及び監査責任者の承認を得る。監査日程については、監査対象箇所と調整を行う。
- (2) 監査実施計画作成に当たっては、年度監査計画及び中期監査計画を考慮し、適宜、関係資料収集・書類調査、関係先訪問調査、関係業務プロセス観察等のプロセス調査を行う。調査の結果は、必要に応じて監査対象箇所へ通知することができる。
- (3) 監査チームリーダーは、下記事項を考慮の上、「別表9-2 標準原子力内部監査調書（チェックシート）」を参考に原子力内部監査調書を作成する。
 - a. 品質マネジメントシステム計画
 - b. 監査の対象となる組織、業務、プロセス及び領域の状態と重要性
 - c. これまでの監査結果

11.2 報告

監査責任者は、監査報告書により監査結果を社長に報告し、承認を得る。

11.3 監査結果の通知

監査責任者は、社長の承認を得た監査結果を監査対象箇所の責任者、安全・品質保証部長及び関係部門の長に通知する。指摘事項等については、社長承認前に適宜、監査対象箇所の責任者に通知することができる。

【評価改善活動管理基準】

6 内部監査結果に対する改善

原子力監査室長にて実施された内部監査で発見された指摘事項（不適合）、要望事項、助言事項及び良好事例並びにその他気づき事項（以下「指摘事項等」という。）に対する対応は、以下の要領で実施する。

6.1 本店組織監査結果通知の受領

安全・品質保証部長が原子力監査室長より監査結果通知を受領した場合、以下を実施する。

(1) 品証グループ長は、安全・品質保証部長及び監査対象箇所の部長へ監査結果を報告する。

また、指摘事項等について、関係するグループ長に連絡する。

(2) 品証グループ長は、発電所組織の品質保証グループ長へ監査結果を連絡する。また、良好事例が含まれる場合は、水平展開要否の検討並びにその対応も合わせて依頼する。

(3) 安全・品質保証部長は、監査結果の指摘事項等への対応を品証グループ長に指示する。

これには、原子力監査室長より監査結果の通知に合わせ、その他気づき事項及び良好事例を除く指摘事項等に対する改善計画の検討並びに検討結果の書面による通知を依頼（以下、「改善依頼」という。）された場合の対応を含む。

(4) 各グループ長は、監査結果の指摘事項等について「改善措置活動管理基準」に基づく状態報告を行う。この場合、内部監査の指摘事項等である旨を識別したうえで報告する。

(5) 品証グループ長は、状態報告を行った指摘事項等について、「改善措置活動管理基準」に基づき決定した処置担当グループを確認し、処置状況を管理する。

(6) 品証グループ長は、監査結果通知を原子力発電安全委員会へ報告する。

(7) 品証グループ長は、監査結果通知を本店組織及び発電所組織に周知する。

(iii) 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価等の定量的なリスク評価の結果や収集した最新の知見を踏まえ、定期的に必要な改善に取り組むこと。

○定量的なリスク評価の結果や最新知見の活用に関連する社内規定等

(本文「3.2.6.3」に対応)

【原子力発電所品質マニュアル（要則）】

8.4 データの分析及び評価

- (1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の改善（品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために適切なデータ（監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。）を明確にし、それらのデータを収集し、分析する。データの分析に関する管理は、「評価改善活動管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。
- (2) 保安に関する組織は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次の事項に関連する情報を得る。
 - a) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見（「8.2.1 利害関係者の意見」参照）
 - b) 業務・原子力施設に対する要求事項への適合（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査」参照）
 - c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の、特性及び傾向（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査」参照）
 - d) 供給者の能力（「7.4 調達」参照）
 - e) 効果的な計画の実施（「5.4.1 品質目標」及び「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）
 - f) リスク及び機会への取組みの有効性（「5.4.3 リスク及び機会への取組み」参照）
 - g) 品質マネジメントシステムの改善の必要性
- (3) 原子力部門は、原子炉施設の安全性の向上のための評価を実施する（廃止措置計画の認可を受けた号炉を除く。）。本店原子力部門、玄海原子力発電所3、4号機及び川内原子力発電所は、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、各所長が発電所組織を対象に定める「安全性向上評価実施基準」に基づき評価を行う。

【安全性向上評価実施基準】

1. 総 則

原子力発電所の安全性向上においては、規制要求を満たすことに留まることなく、原子力発電所の設備面(ハード面)の対策に加え、設備能力を最大限に発揮させるための運用管理面(ソフト面)の更なる強化・充実に向けた取り組みを自主的かつ継続的に行っていくことが重要である。

この自主的かつ継続的な安全性向上に向けた諸活動を、実効的に実施するための手法として、原子炉施設の安全性の向上のための評価(以下「安全性向上評価」という。)を実施する。

安全性向上評価に当たっては、自主的かつ継続的に原子炉施設の安全性・信頼性を向上させることを目的とし、原子力のリスクを合理的に実行可能な限り低減(as low as reasonably practicable; ALARP)していくことを目標とする。

3.2 最新知見の収集・整理

安全性向上評価に向け、以下のとおり最新知見の収集・整理(スクリーニング)を実施する。

3.2.1 最新知見の収集

新知見の収集、分析、抽出に当たっては、東京電力福島第一原子力発電所事故の背後要因として、津波や過酷事故に対する新たな知見により明らかとなったリスクを軽視し必要な安全対策を先延ばしにしたこと、また、国際的な取り組みや共同作業から謙虚に学ぼうとする取り組みが不足していたことが指摘されており((一社)日本原子力学会 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会)、この反省に立ち、原子力安全を最優先に、これらを実施する。

(1) 安全性向上グループ長は、以下の最新知見について、適宜、収集する。

- a. 安全研究、国内外の研究開発情報
- b. 国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓
- c. 確率論的リスク評価を実施するために必要なデータ
- d. 国内外の基準等
- e. 国際機関及び国内外の学会等の情報(自然現象に関する情報以外)
- f. 国際機関及び国内外の学会等の情報(自然現象に関する情報)

g. メーカーからの提案

h. 国内事業者の安全性向上評価にて抽出された自主的な追加措置

(2) 安全性向上グループ長は、安全性向上評価に用いる最新知見の収集に当たり、以下の各基準に基づき、各グループが収集した①及び②の新知見を用い、効率的な知見収集を行う。

① 「未然防止処置基準」(国内事故・故障情報 等)

② 「施設管理基準」(耐震、耐津波 等)

4.1.2 安全裕度評価

安全裕度評価について、以下のとおり実施する。

(1) 安全性向上グループ長は、年度ごとに、安全性向上評価の計画も踏まえて、安全裕度評価の評価計画を立案し、安全・品質保証部長の承認を得る。また、年度途中で安全性向上評価の計画が改訂された場合は、安全裕度評価の評価計画を見直し、必要により改訂を行う。

(2) 安全裕度評価を行う各グループ長は、評価計画に基づき安全裕度評価を実施する。

4.2 確率論的リスク評価(PRA)

確率論的リスク評価について、「リスク評価実施要領」に従い、以下のとおり実施する。

(1) リスク管理・解析グループ長は、年度ごとに、安全性向上評価の計画も踏まえて、確率論的リスク評価の評価計画を立案し、安全・品質保証部長の承認を得る。また、年度途中で安全性向上評価の計画が改訂された場合は、確率論的リスク評価の評価計画を再検討し、必要により改訂を行う。

(2) リスク管理・解析グループ長は、評価計画に基づき確率論的リスク評価を実施する。

6.2.2 届出書第3章の作成、改訂

本評価を実施する場合は、以下のとおり実施する。

なお、「(1) 安全性向上に係る活動の実施状況の評価」については、原則、評価時点を起算日として5年ごとに改訂を行う。また、大規模工事の実施により確率論的リスク評価又は安全裕度評価の結果が変わることが見込まれる場合についても改訂を行う。「(2) 安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価」につ

いては、原則、評価時点を起算日として10年ごとに改訂を行う。

(1) 安全性向上に係る活動の実施状況の評価

- a. 実施箇所の各グループ長は、決定論的安全評価、確率論的リスク評価、ハザード評価について、表-2「安全性向上評価届出書の構成と取りまとめ箇所」の評価項目ごとに評価内容を取りまとめるとともに、安全性向上措置案を抽出し、安全性向上グループ長へ提出する。

なお、安全性向上措置案の抽出にあたっては、長所、短所を明確にする。

- b. 実施箇所の各グループ長は、施設の状況を詳細に把握するためにプラント・ワークダウンを実施した場合は、実施目的、実施計画及び結果を取りまとめ、安全性向上グループ長へ提出するとともに、当該評価に反映する。

- c. 安全性向上グループ長は、実施箇所の各グループ長から提出された評価項目ごとの評価内容、安全性向上措置案について、全体的な取りまとめを行う。

(2) 安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価

本評価の実施に当たっては、過去10年間の保安活動のレビューに重点を置いて、将来の安全性の見通しを得るのではなく、将来10年間の安全性が世界的に卓越した水準に到達するような改善策を抽出し実施計画をたてることに重点を置くとともに、将来のプラントの姿を予見し、事前に率先して安全性向上措置を抽出することに重きを置き努力を傾注した評価を行う。

- a. 安全・品質保証部長は、評価に先立ち、安全性向上グループ長へ指示し、レビュープロセスを定める中長期的な評価の実施計画を策定する。安全性向上グループ長は、中長期的な評価の実施計画に以下の事項を定め、安全・品質保証部長の承認を受ける。また、これを改訂する場合も安全・品質保証部長の承認を受ける。

- レビューの目標
- レビュー対象期間
- レビュー工程及び主要なマイルストーン
- レビュー体制
- レビュー手法
- 安全因子毎のレビュー項目
- 安全因子レビュー報告書の様式

- b. 安全因子ごとの評価を効果的に進めるため、5つのレビューチームを設ける。レビューチームとレビュー対象の安全因子との関連を表-1に示す。

- c. 事務局及び各チームは、以下の手順にて安全因子レビューを実施する。詳細は、「安全性向上評価届出書作成要領」に定める。
- (a) 実施手順の整理
 - (b) 安全因子レビューの実施
 - (c) レビュー結果の分析・評価
 - (d) 所見の抽出、整理
 - (e) 安全性向上措置候補の選定
 - (f) 安全因子報告書のとりまとめ

6.2.3 届出書第4章の作成、改訂

安全性向上グループ長は、届出書第1章から第3章の内容に基づき、原子炉施設の安全性に関して、安全性向上措置案を抽出し、取りまとめる。

なお、安全性向上措置案の抽出にあたっては、長所、短所を明確にする。

また、「5. 安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価」を実施した場合は、旧式化に係る評価の結果や個々の安全因子間の相関関係を踏まえて評価を実施する。

6.3 総合的な評価及び安全性向上計画の策定

- (1) 安全・品質保証部長は、安全性向上グループ長へ指示し、安全性向上総合評価委員会の委員を招集する。

- (2) 安全性向上総合評価委員会の委員構成は、以下のとおりとする。

なお、委員が出席できない場合は、代理者(管理職)を出席させる。

〔委員長〕 安全・品質保証部長

〔委員〕 安全・品質保証部門： 安全性向上グループ長、品質保証グループ長、
リスク管理・解析グループ長

原子力管理部門： 原子力運営グループ長、原子力発電グループ長、
原子力設備グループ長、原子力経年対策グループ長、
放射線安全グループ長、原子力防災グループ長

原子力技術部門： 原子燃料技術グループ長、
原子燃料サイクルグループ長

原子力建設部門： 原子力工事グループ長、原子力建設グループ長、
原子力機械グループ長、原子力電気計装グループ長
安全設計グループ長

廃止措置統括部門：廃棄物運用対策グループ長

原子力土木建築部門：調査・計画グループ長、原子力グループ長、
設計・解析グループ長

玄海原子力発電所^{*1}：技術運営グループ長、保安統括グループ長、品質保証グループ長、リスク管理グループ長、保全グループ長、機械保修グループ長、電気計装保修グループ長、運転管理グループ長、防災管理グループ長、防護管理グループ長、放射線安全管理グループ長、教育訓練グループ長、土木グループ長、建築グループ長

川内原子力発電所^{*2}：技術運営グループ長、保安統括グループ長、品質保証グループ長、リスク管理グループ長、経年対策・保全グループ長、機械保修グループ長、電気計装保修グループ長、運転管理グループ長、防災管理グループ長、防護管理グループ長、放射線安全管理グループ長、教育訓練グループ長、土木グループ長、建築グループ長

その他委員長が指名した者

事務局：安全性向上グループ

注）各原子力発電所からの委員の出席対象者については、以下のとおりとする。

	安全性向上評価 評価対象プラント	
	玄海 3、4 号機	川内 1、2 号機
*1	出席	—
*2	—	出席

(3) 安全性向上総合評定委員会は、本店及び発電所の各構成委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(4) 安全性向上総合評定委員会は、届出書第 2 章及び第 3 章の作成又は改訂において取りまとめた以下の評価結果等について、妥当性を審議・確認する。

《届出書第2章》

- 安全性の向上に向けた継続的取組の方針
- 保安活動の実施状況
- 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見
- プラント・ウォークダウンの実施結果
- 安全性向上計画
- 構築物、系統及び機器における追加措置の内容
- 体制における追加措置の内容

《届出書第3章》

- 決定論的安全評価の結果
- 確率論的リスク評価(PRA)の結果
- ハザード評価の結果
- 安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価の結果

- (5) 安全性向上総合評定委員会は、届出書第4章の作成又は改訂において取りまとめた安全性向上措置案を総合的に評定し、妥当かつ実行可能な安全性向上措置の中から今後の取組み事項を取りまとめ、安全性向上計画を策定する。

6.6 届出書の提出、配付及び安全性向上措置の実施

- (1) 安全性向上グループ長は、原子力規制委員会へ届出書を提出する。
- (2) 安全性向上グループ長は、届出書提出後、届出書を発電所組織、及び関係個所へ配付する。
- (3) 各グループ長及び発電所組織は、安全性向上評価において策定した安全性向上計画に基づき、安全性向上措置を実施する。

【川内原子力発電所発電所防護に係る改善措置活動管理要領】

(iv) (i)～(iii)に掲げる改善に取り組む仕組みに関し、定期的にその有効性を評価し、必要な仕組みの改善に取り組むこと。

○仕組みの有効性評価に関連する社内規定等

(本文「3.2.7.3」に対応)

【原子力発電所品質マニュアル(要則)】

「取組を実施する者及び部門からの提案に関連する社内規定等」参照。

【原子力発電所 マネジメントレビュー管理基準】

「取組を実施する者及び部門からの提案に関連する社内規定等」参照。

【評価改善活動管理基準】

「取組を実施する者及び部門からの提案に関連する社内規定等」参照。

【核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動基準】

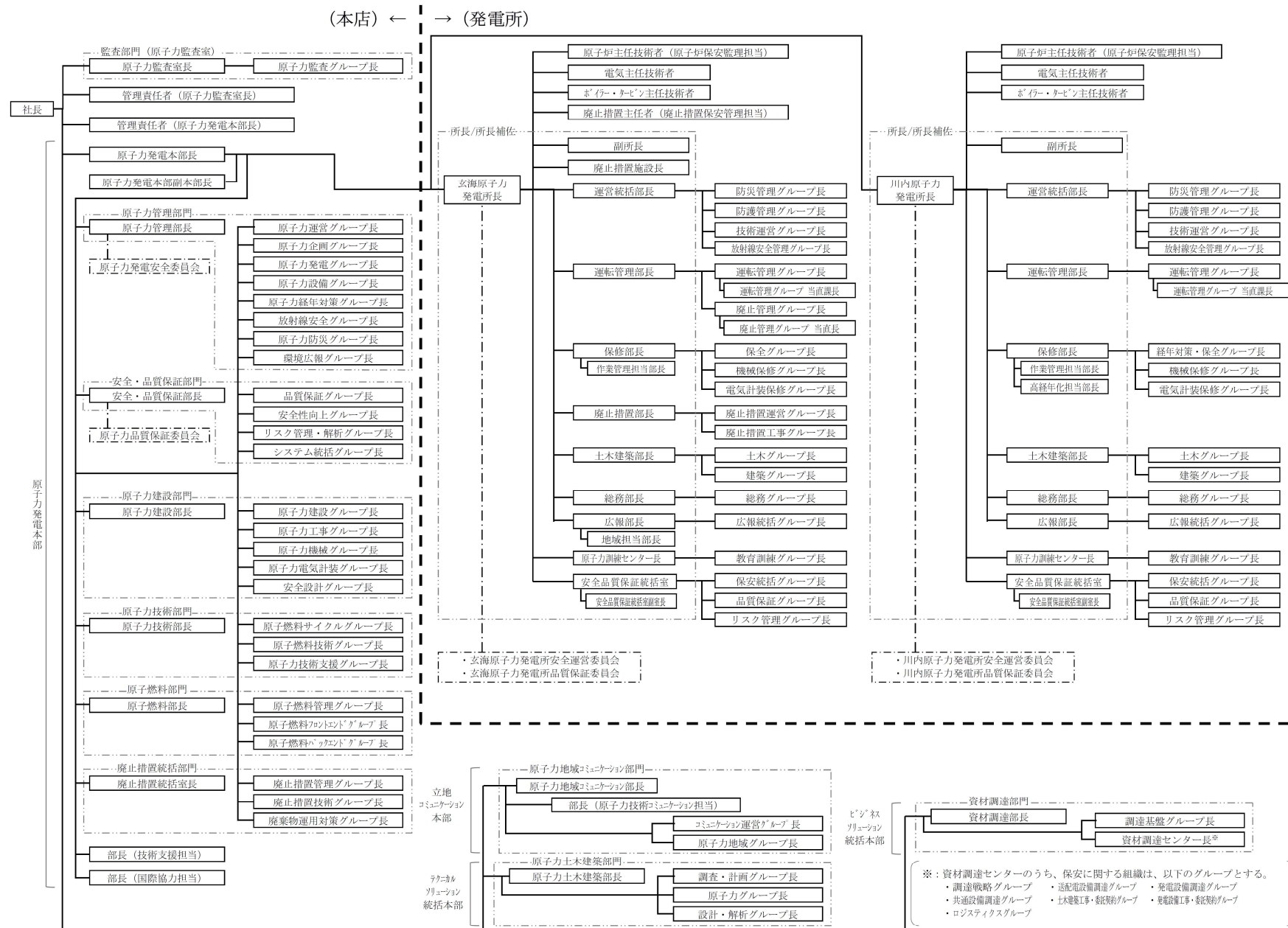


図-1 品質保証組織図

別表2 品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表

要求事項		文書名	
		1次文書	2次文書
3.1	組織及びその状況の理解	マネジメントレビュー管理基準	
3.2	利害関係者のニーズ及び期待の理解	文書管理基準	
3.3	品質マネジメントシステムの適用範囲の決定	—	
4.1	品質マネジメントシステムに係る要求事項	—	
4.2.1	一般	文書管理基準	
4.2.2	品質マニュアル	—	
4.2.3	文書管理	文書管理基準	
4.2.4	記録の管理	文書管理基準	
5.1	経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ	—	
5.2	原子力安全の確保の重視	—	
5.3	品質方針	マネジメントレビュー管理基準	
5.4.1	品質目標	評価改善活動管理基準	
5.4.2	品質マネジメントシステムの計画	図-2の文書全て	
5.4.3	リスク及び機会への取組み	マネジメントレビュー管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準	
5.5.1	責任及び権限	発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準、ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準、廃止措置主任者の保安監督に関する基準、放射線取扱主任者の放射線障害防止の監督に関する基準、原子力発電本部長権限再配分基準、職務権限基準	
5.5.2	管理責任者	—	
5.5.3	プロセス責任者	—	
5.5.4	内部コミュニケーション	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準、品質保証委員会運営基準	
5.6.1	一般	マネジメントレビュー管理基準	
5.6.2	マネジメントレビューへのインプット	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	
5.6.3	マネジメントレビューからのアウトプット	マネジメントレビュー管理基準	
6.1	資源の提供	教育訓練基準、必修基準、土木建築基準、放射線管理基準、火災防護計画（基準）	
6.2	要員の力量の確保及び教育・訓練	教育訓練基準	
6.3	組織の知識	文書管理基準、教育訓練基準	
7.1	業務の計画	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、長期施設管理計画作成・運用基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準、廃止措置管理基準、外部評価管理基準、発電用原子炉の運転期間延長に係る対応基準	
7.2.1	業務・原子力施設に対する要求事項の明確化	文書管理基準	
7.2.2	業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー	文書管理基準	
7.2.3	利害関係者とのコミュニケーション	評価改善活動管理基準	
7.3	設計・開発	設計・調達管理基準	
7.4	調達	設計・調達管理基準	
7.5.1	業務の実施の管理	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）、救急対策基準、施設管理基準、燃料技術基準、長期施設管理計画作成・運用基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準、廃止措置管理基準、外部評価管理基準、発電用原子炉の運転期間延長に係る対応基準	
7.5.2	業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、長期施設管理計画作成・運用基準、返還廃棄物管理基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、廃止措置関連業務実施基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、廃止措置管理基準	
7.5.3	識別及びトレーサビリティ	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、原子力発電リスクマネジメント基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、燃料技術基準、長期施設管理計画作成・運用基準、原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する規程（基準）、返還廃棄物管理基準、日本原燃向け使用済燃料海上輸送事故対応基準、低レベル放射性廃棄物輸送基準、低レベル放射性廃棄物海上輸送事故対応基準、廃止措置関連業務実施基準、原子力発電所土木建築設備保守基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、カルデラ火山モニタリング対応基準、廃止措置管理基準	
7.5.4	組織外の所有物	—	
7.5.5	調達製品の保存	必修基準	
7.5.6	変更の管理	文書管理基準	
7.6	監視機器及び測定機器の管理	運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、必修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、防護基準、火災防護計画（基準）、予防規程（基準）	
8.1	一般	改善措置活動管理基準 ^{※2}	
8.2.1	利害関係者の意見	評価改善活動管理基準	
8.2.2	内部監査	原子力内部監査要則、評価改善活動管理基準	
8.2.3	プロセスの監視及び測定	評価改善活動管理基準	
8.2.4	検査	試験・検査基準	
8.3	不適合管理	改善措置活動管理基準	
8.4	データの分析及び評価	評価改善活動管理基準、安全性向上評価実施基準	
8.5.1	継続的改善	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	
8.5.2	是正処置	改善措置活動管理基準	
8.5.3	未然防止処置	未然防止処置基準、改善措置活動管理基準	

なお、「8.2.2 内部監査」以外の要求事項に対する原子力監査室の実施事項に関しては、「原子力内部監査要則」で規定する。

※1：図-2「品質マネジメントシステムに係る規定文書体系図」に示すとおり、2次文書のうち「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」の上位となる1次文書は「品質マニュアル（要則）」である。

※2：「8.評価及び改善」要求事項を全般的に達成するためのプロセスの一つとして「改善措置活動管理基準」を規定することから、「8.1 一般」に対応させる。

- 申請発電用原子炉が立地する地域の原子力発電事業に対する信頼を確保し、理解を得るために必要な取組を推進しながら、その地域の課題の解決に向けた取組に協力すると見込まれることが社内規定等により確認できる場合

○立地地域の原子力発電事業に対する信頼性確保及び地域課題解決に向けた取組に係る協力に関連する社内規定等

(本文「3.3.3」に対応)

【九電グループ企業行動規範】

- 4 誠実で公正な事業運営
全ての事業活動において透明性を確保し、公正かつ自由な競争、適正な取引や責任ある調達を行うとともに、政治、行政との健全で正常な関係を保ち、誠実で公正な事業運営を行います。
- 5 ステークホルダーとの真摯なコミュニケーション
情報を迅速に公開するとともに、お客さまや地域の皆さまをはじめとする幅広いステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を行い、その声を真摯に受け止め、事業運営に活かします。
- 6 地域・社会との共生
事業活動や社会貢献活動を通して、地域・社会の課題解決に貢献し、ともに発展します。

枠囲いの範囲は、防護上の観点に係る事項のため公開できません。

関連する社内規定の概要一覧

No.	社内規定文書の名称	管理番号	最終改正日等	概 要
1	原子力発電所品質マニュアル（要則）	原発本則第 116 号	2025/ 7/ 1	本原子力発電所品質マニュアル(要則)は、「川内原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」の品質マネジメントシステム計画等に示す品質マネジメントシステムに係る各要求事項に従い、当社が原子力安全を確保するための品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、改善を継続的に行うことを目的とする。
2	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	原発本則第 241 号	2023/ 7/ 1	本基準は、「品質マニュアル（基準）」、「コンプライアンス管理規程」及び「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」に基づき、本店組織の保安活動に関する関係法令、「原子炉施設保安規定」、「保安規程（原子力）」及び「保安規程（原子力発電所自家用電気工作物）（要則）」の遵守を確実にものとするための活動の手順を定め、適切に実施することを目的とする。
3	安全性向上評価実施基準	原発本則第 244 号	2025/ 7/ 1	本基準は、「品質マニュアル（基準）」に基づき、本店原子力部門が実施する安全性向上評価に係る事項を定め、適切に実施することを目的とする。
4	本店非常事態対策基準	原発本則第 205 号	2025/ 7/ 1	本基準は、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」、「川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」及び「品質マニュアル（基準）」に基づき、本店における非常事態対策の迅速かつ円滑な推進を図ることを目的とする。
5	改善措置活動管理基準	原発本則第 251 号	2025/ 7/ 1	本基準は、「品質マニュアル（基準）」の「8.1 一般」に基づく監視、測定、分析及び改善のプロセスのうち、安全上の問題を自ら見つけ出し、これを解決することにより、重要な問題の再発防止及び自主的安全性向上に向けた未然防止に取り組むための改善措置活動（CAP：Corrective Action Program）に関する事項等について、必要な措置を円滑に実施するための運用管理を図ることを目的とする。
6	評価改善活動管理基準	原発本則第 220 号	2025/ 7/ 1	本基準は、「品質マニュアル（基準）」に基づき本店組織が実施する品質目標の設定、プロセスの監視及び測定、品質マネジメントシステムのデータの分析及び内部監査結果に対する改善の手順を定めることにより、品質マネジメントシステムの継続的改善を適切に実施することを目的とする。
7	原子力発電所マネジメントレビュー管理基準	原発本則第 219 号	2025/ 7/18	本基準は、「原子力発電所品質マニュアル（要則）」に基づき社長が実施する品質方針の作成、本店組織及び発電所組織に対するマネジメントレビューの手順等を定めることにより、品質マネジメントシステムがその意図した結果を達成することを確実にするため、品質マネジメントシステムの継続的改善を適切に実施することを目的とする。
8	原子力品質保証委員会運営基準	原発本則第 203 号	2025/ 7/ 1	本基準は、「原子力発電所品質マニュアル（要則）」及び「品質マニュアル（基準）」に定める原子力品質保証委員会及び品質保証連絡会議の運営に関する必要事項を定め、本店組織と発電所組織の間及び本店組織内における品質マネジメントシステムに関する内部コミュニケーションを適切に実施することを目的とする。
9	「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」設置規程	社原監則第 1 号	2024/ 4/ 1	本規程は、「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」の設置に関する必要な事項を定めることを目的とする。
10	「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」運営基準	原監則第 4 号	2024/ 4/ 1	本基準は、「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」設置規程に基づき、本委員会の具体的な運営に関する事項を定める。
11	外部評価管理基準	原発本則第 245 号	2025/ 7/ 1	本基準は、「品質マニュアル（基準）」に基づき、世界原子力発電事業者協会（World Association of Nuclear Operators; WANO）、原子力安全推進協会（Japan Nuclear Safety Institute; JANSI）によるピアレビュー等の外部機関による評価に関し、その管理方法を定め、原子力安全の更なる改善に資することを目的とする。
12	文書管理基準	原発本則第 213 号	2025/ 7/ 1	本基準は、「規定文書管理規程」、「規定文書取扱要則」及び「規定文書審査実施基準」並びに「文書取扱基準」等に基づき、本店各部門等の文書及び記録の管理方法を定め、適切な運用を行うこと、及び不適切な使用又は変更（未承認文書の使用、誤った変更及び文書の保安に関する組織外への不適切な流失等）を防止することを目的とする。
13	保安活動に関する法令・規制要求事項等の管理要領	原発本要領第 313 号	2025/ 7/ 1	本要領は、「品質マニュアル（基準）」及び「文書管理基準」に基づき、原子力発電所の保安活動に関する法令・規制要求事項及び民間規格等の要求事項を明確にするとともに、その保管方法及び法令、民間規格等の改正時に適切に要求事項の見直しを行うための管理方法を定め、本店組織が行う品質保証活動の充実を図ることを目的とする。

No.	社内規定文書の名称	管理番号	最終改正日等	概 要
14	原子力内部監査要則	原監則第 1 号	2024/ 6/10	本要則は、「保安規程（原子力）」、「保安規程（原子力発電所自家用電気工作物）（要則）」、「玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」及び「川内原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」、「原子力発電所品質マニュアル（要則）」並びに「グループ内部監査規程」に基づき、客観的な評価を行う組織として原子力監査室が実施する原子力内部監査を円滑かつ適正に遂行するため、監査の計画、実施、結果の報告、有効性の維持等について定めたものである。
15	九電グループ企業行動規範	全社指針第 9 号	2022/ 4/28	九電グループは、お客さまや地域の皆さま、株主・投資家の皆さま、サプライチェーンの皆さま、従業員からの信頼を事業の基盤、成長の源泉として、地域・社会とともに持続的に発展することを目指します。皆さまからの信頼を強固なものにしていくため、社会の情勢変化に対する高い感度を持ち、国の内外において以下の原則に基づき行動し、事業を通じて「社会価値」と「経済価値」の双方を創出するサステナビリティ経営を徹底する旨を宣言。
16	川内原子力発電所核物質防護規定（要則）	原発本則第 13 号	2025/ 6/ 4	
17	核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動基準	原発本則第 240 号	2024/ 4/ 1	
18	川内原子力発電所発電所防護に係る改善措置活動管理要領	川内原要領 11-10	2025/ 7/ 1	